

2

孫のために教育資金を援助したいお客様

低解約返戻金型終身保険と 個人年金保険の併用を提案



「お孫さんの小学校入学おめでとうございます。先の話ですが、大学進学資金の支援はお考えですか？ 暦年贈与を活用し生命保険に加入することで、必要資金の確保と相続対策が行えますよ」

こんなトークで提案しよう

ケース1と同じく「10年に渡る暦年贈与」だが、孫への贈与の場合には「孫は法定相続人ではない」という利点がある。孫が相続をしなれば「3年以内の贈与」は相続財産に持ち戻す必要がない。

まずは定番の学資保険を考えてみよう。保険料払込み免除特則を付けなければ、祖父母でも契約可能な商品もある。保険料支払時の課税はなく、一般の生命保険料控除が適用されるが、満期金等を親が受け取る場合は贈与税が課せられる場合がある。親が学資保険の契約者となり保険料を祖父母が贈与する方法も考えられるが、それではケース1とほとんど変わらず、持ち戻しの問題も残る。

契約者および被保険者を7歳の孫とし、解約返戻金の受取りを目

図表1 暦年贈与にかかるコストの例

毎年の贈与		10年間の贈与の合計	
① 贈与額	1,221,707円	⑥	12,217,070円
② 贈与税額	12,100円	⑦	121,000円
③ 手取り額	1,209,607円	⑧	12,096,070円
④ 年払い保険料	1,209,607円	⑨	12,096,070円
⑤(②+④)	1,221,707円	⑩(⑦+⑨)	12,217,070円

図表2 低解約返戻金型終身保険と個人年金保険の併用例

年齢	①合計保険料	②解約返戻金と年金の合計	実質的な返戻率 ③(②÷①×100)
10歳	3,628,821円	2,932,760円	-
18歳	12,096,070円	12,434,220円	101.8%
22歳	12,096,070円	12,624,080円	103.3%

年金受取期間5年、受取額合計730万円、年金額には据え置いた契約者配当の累計を含む。

POINT

- 孫への暦年贈与の場合、贈与資産が相続財産に持ち出されないというメリットがある
- 大学入学時にかかる初期費用を考慮し、低解約返戻金型終身保険と個人年金保険を組み合わせる資金を確保する方法を提案

お客様タイプ別 相続対策はこんなトークで 提案しよう

①~④ 大泉 稔 株式会社fp ANSWER・CFP®

⑤~⑧ 小峰俊雄 中小企業診断士
1級FP技能士

ここでは、お客様のタイプ別に相続提案のポイントを解説。お客様のニーズを喚起するための説明トークも掲載する。

1

資産を少しずつ子どもに渡したい富裕層のお客様

時間を味方につけた 生前贈与を提案



「先日は当行の相続セミナーにご参加いただきありがとうございました。いまのうちからできる対策などはお考えではないですか？ 例えば、生前贈与を活用して少しずつお子様に資産を渡してあげれば、相続争いを防止できますし、相続税の負担も減らせますよ」

図表1 暦年贈与にかかるコストの例

毎年の贈与		10年間の贈与の合計	
① 贈与額	1,336,780円	⑥	13,367,800円
② 贈与税額	23,600円	⑦	236,000円
③ 手取り額	1,313,180円	⑧	13,131,800円
④ 年払保険料	1,313,180円	⑨	13,131,800円
⑤(②+④)	1,336,780円	⑩(⑦+⑨)	13,367,800円

図表2 低解約返戻金型終身保険の活用例

	累計保険料	解約返戻金額	実質的返戻率
40歳	6,565,900円	4,367,500円	32.7%
47歳	13,131,800円	13,423,920円	100.4%
65歳	13,131,800円	15,810,020円	118.3%

実質的返戻率：解約返戻金÷10年間の暦年贈与にかかるコスト⑩×100

富裕層のお客様は「相続争い」と「相続税」を解消する方法として生前贈与を検討するケースが多いが、子どもが資産をすぐに使ってしまうことを懸念する方もいる。相続時に資産が少なければ相続税はかからないが、贈与時には贈与税がかかる。「無駄遣いの防止」と「贈与税の課税」の二つの問題を解消できる提案を検討したい。

当然ながら、贈与税は贈与額が大きければ税率そのものが高くなり納税額も大きくなる。そこで一度に多額の資産を贈与するのではなく、10年間で毎年少額の現金の贈与を行い、贈与税額を抑える。

「無駄遣いの防止」という点では

例えば、35歳で保険金2000万円の生命保険に入ったとする。保険期間は終身だが、保険料の払込期間は10年間とし、贈与の期間に合わせる。保険料と贈与税の合計は、10年間で約1337万円（図表1）。47歳以後に解約すると、保険料と贈与税の合計を上回る解約返戻金額が受け取れる（図表2）。時間を味方につけた提案とすることができる。

生命保険が有効だ。預金とは異なりカード1枚では引き出せず、解約をして解約返戻金を受け取る場合は、（受取額によっては）印鑑証明書などが必要になる。加えて契約後一定期間内に解約すると、払い込んだ保険料に比べ少額しか戻らないことも抑止力となる。

払込期間を贈与の期間に合わせて生命保険に加入

「贈与税の課税」対策については子どもが契約者および被保険者となり、親以外を受取人とし、親から受贈した現金を保険料にした低解約返戻金型終身保険を契約する方法が有効だ。